

報告第8号

利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により報告する。

令和5年9月4日

利根町長 佐々木 喜 章

## 専決処分書

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例  
第2条第3号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年8月14日

利根町長 佐々木 喜 章

利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年利根町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年利根町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。